

ヨコハマトリエンナーレ 2014 応援グッズ 募集要項

1 「応援グッズ」とは

横浜トリエンナーレ組織委員会では、ヨコハマトリエンナーレ 2014 の開催を盛り上げ、応援していただくことを目的に、ヨコハマトリエンナーレ 2014 「応援ロゴ」（以下、「応援ロゴ」という。）を使用した応援グッズを製作・販売する企業等を募集します。

(1) 応援グッズの例

文具、雑貨、衣料、玩具 等

(2) 応援グッズの販売場所

- ヨコハマトリエンナーレ 2014 公式ショップ（以下、「公式ショップ」という。）となる横浜美術館会場ショップ、新港ピア会場ショップ
- 応援グッズを製作する企業等の独自の販路 等

2 使用できる「応援ロゴ」

(1) 応援グッズに使用できる「応援ロゴ」のデザインは、本募集要項6～7ページの「応援ロゴ」使用規定で定められた規格、カラー等の指定に従って、適正に使用してください。

(2) 応援グッズの広告及び販売促進活動を行う場合、次の公式呼称を使用することができます。

【ヨコハマトリエンナーレ 2014 応援グッズ】

3 ライセンシーの認定

応援グッズの製作を希望される企業等は、横浜トリエンナーレ組織委員会ライセンス事務局（以下、「ライセンス事務局」という。）に申請し、ライセンス事務局の「応援ロゴ」使用承認手続きを経て、正式にライセンシー（被承認者）として認定されます。これにより、「応援ロゴ」を使用した応援グッズを製作することができます。

※ライセンス事務局は、平成 26 年 2 月頃からライセンス管理業務受託者に移ります。

4 申請者の資格

企業、NPO 法人、任意団体、個人を問わず申請できます。ただし、申請者本人または代表者が、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産宣告を受け復権していない者。
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者、懲役または禁錮の刑に処せられその執行が終わっていない者。
- (3) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が未確定の者。
- (4) 申込業種について 3 年以内に行政処分を受けた者、暴力団員及びこれに準ずる者。

5 使用承認の基準

ライセンス事務局は、「応援ロゴ」使用規定に基づく使用で、ヨコハマトリエンナーレ 2014 の認知と開催への理解を高めるための効果があると認められる場合に、「応援ロゴ」の使用を承認するものとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合には承認しません。

- (1) ヨコハマトリエンナーレ 2014 の基本理念にそぐわないと判断されたとき。
 - (2) ヨコハマトリエンナーレ 2014 の品位を損なう、または正しい理解の妨げとなるおそれがあると判断されたとき。
 - (3) ヨコハマトリエンナーレ 2014、または横浜トリエンナーレ組織委員会の認める関連事業を推進する妨げとなるおそれがあると判断されたとき。
 - (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると判断されたとき。
 - (5) 特定の個人、団体の売名に利用されるおそれがあると判断されたとき。
 - (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると判断されたとき。
 - (7) 法令や公序良俗に反するおそれがあると判断されたとき。
 - (8) 品質・性能等、公的機関の認定等が必要な販売物等について、当該認定等が得られていないとき。
 - (9) 特別な管理を必要とするもの。(高価なもの、温度管理が必要なものなど)《公式ショップの場合》
 - (10) 上記以外にライセンス事務局が「応援ロゴ」の使用について不適当と判断されたとき。
- ※既に類似するグッズを承認している場合等については、デザイン変更、もしくは承認されない場合があります。
- ※デザイン、サンプル製作、申請に要した費用について、ライセンス事務局は一切の責任を負わないものとします。

6 「応援ロゴ」の使用料

「応援ロゴ」の使用料については、無料とします。

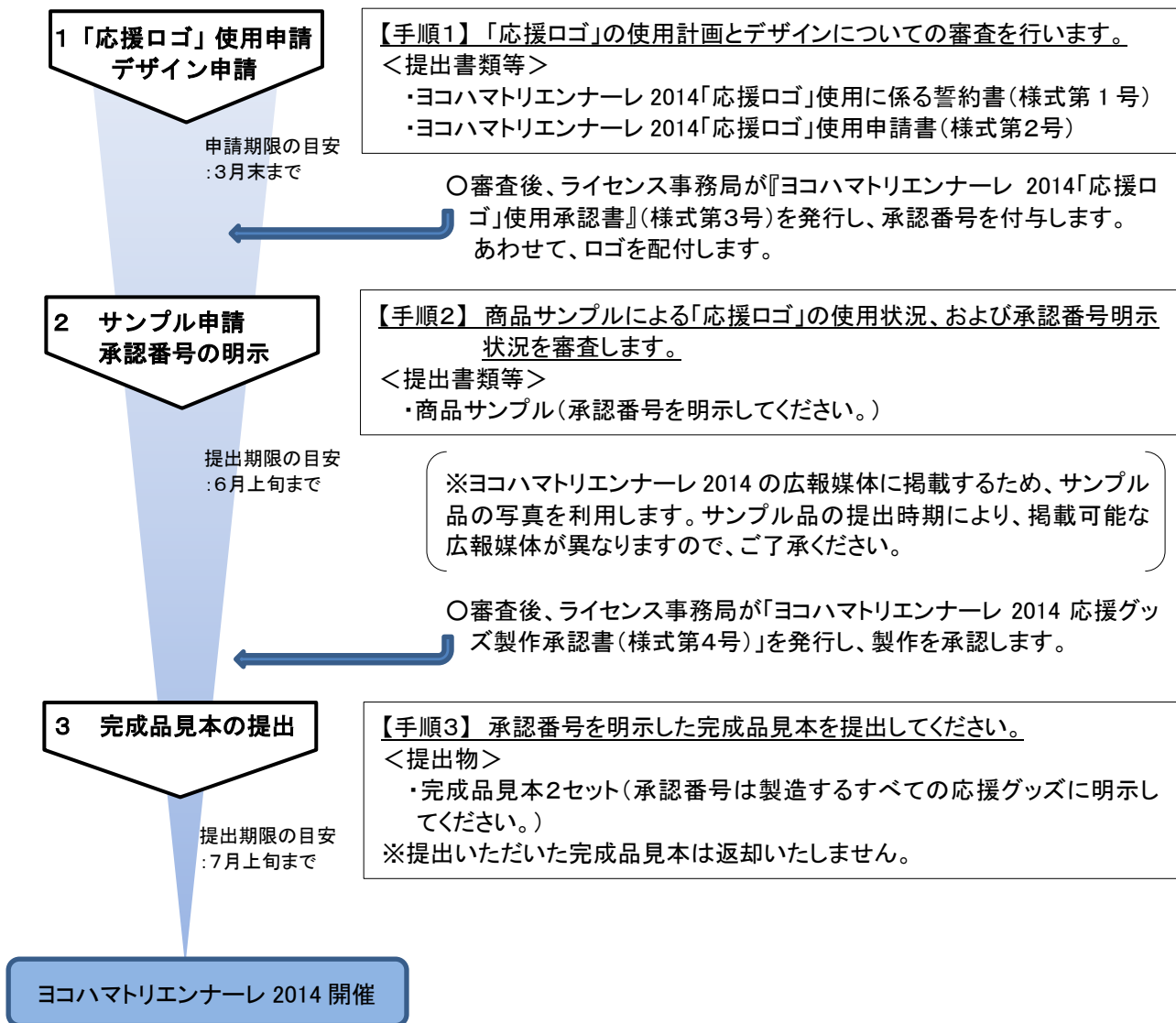
7 承認の流れ

「応援ロゴ」の使用申請は、以下の手順により行ってください。

その際に、申請内容が「5 使用承認の基準について」のただし書きに該当する場合、または「応援ロゴ」使用規定およびライセンス事務局が定めるその他の規則等に反する場合は、「応援ロゴ」の使用を承認することができません。

※申請書類等は、ヨコハマトリエンナーレ 2014 公式ホームページよりダウンロードしてください。

ホームページ URL : <http://www.yokohamatriennale.jp/2014/join/index.html>



8 承認番号の明示

応援グッズには、事務局から付与された承認番号を、応援グッズ本体、またはタグ、パッケージ等に必ず明示してください。

9 応援グッズの製作上の注意

応援グッズを量産する際には、以下の事項を遵守してください。

- (1) ライセンシーは商品を製造する際、自らはもとより、それ以外において応援グッズを製造する場合にも、厳重な製造・品質管理を行い、一切の責任を負担していただきます。
- (2) ライセンシーは製造するすべての応援グッズについて、ライセンス事務局の承認を得たサンプルと同等の品質を保持してください。
- (3) 応援グッズの品質上の欠陥もしくはライセンシーによる販売方法に起因して、ライセンス事務局が第三者からクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含む）を受けた場合には、すべてライセンシーにおいてこれを処理解決し、ライセンス事務局に対して迷惑及び損害を及ぼさないものとします。

10 応援グッズの販売・流通

- (1) ライセンシーが製作する応援グッズ全てが、公式ショップでの販売を保証するものではありません。販売する応援グッズについては、各ショップの運営者が取引条件も含めて総合的に判断して決定します。（原則、買取ではありません。）

※公式ショップで販売する応援グッズの決定は、サンプル申請以降の6月頃が目安となります。

※公式ショップの運営者…横浜美術館会場ショップの運営者は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、新港ピア会場ショップの運営者は、平成26年2月頃に決定する予定です。新港ピア会場ショップの運営にあわせて、ライセンス管理業務も当該運営者が行うため、それまでに提出いただいた誓約書や申請書等は当該運営者へ引き継ぎます。

- (2) 公式ショップ以外の販売会場は、今後、ライセンス事務局とライセンシーが協議します。公式ショップを含め、販売会場への納品はライセンシーが行います。また、すべての販売会場における取引条件は、販売会場運営者と直接調整となります。
- (3) 応援グッズの販売期間は、ヨコハマトリエンナーレ2014の会期中とします。ただし、会期満了後の在庫については、ライセンス事務局が認めた場合は、会期中と同一条件により、平成27年3月31日まで販売できるものとし、さらにそれ以降も継続して販売を希望する場合はライセンス事務局の許可が必要となります。なお、ヨコハマトリエンナーレ2014会場での販売は会期中のみとします。
- (4) ライセンシーにおいては、応援グッズの販売に関し次の各号に定める事項を遵守してください。また、独自の販路の既存業者へ応援グッズを卸す場合においても、その既存業者にこれらが遵守されることを条件に販売取引を行ってください。

ア) 商品を別の商品の一部として、または別の商品と抱き合わせで販売することはできません。

イ) 既存業者等へ応援グッズを卸した場合、その商取引が成立した後であっても、会場内外を問わず決定した小売価格を守っていただきます。価格を変更する場合は、ライセンス事務局との協議となります。

ウ) ライセンシーは、応援グッズの販売において、「応援ロゴ」のイメージ及び評判を毀損しない態様においてこれを行ってください。

11 留意事項

ライセンシーの認定を受け、応援グッズの製造及び販売にあたり、「応援ロゴ」使用規定に定める事項の他、次に定める事項に同意し、これを遵守してください。

(1) 承認取消

ライセンシーにおいて下記事由のいずれかに該当したときは、ライセンス事務局は直ちに使用承認の取消しを行い、『ヨコハマトリエンナーレ 2014「応援ロゴ」使用承認取消通知書』（様式第5号）を発行します。この場合、当該取消しによりライセンス事務局の被った損害のすべてを、ライセンシーが賠償することとします。

ア) 使用承認手続きにおいてライセンシーがライセンス事務局に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

イ) 「応援ロゴ」を承認された内容に違反して使用したとき。

ウ) その他社会的信用（企業等の経営状況を含む）を損なうおそれ、及び事実があるとライセンス事務局が認めたととき。

※承認取消の場合、ライセンシーは、すみやかに「応援ロゴ」の使用を中止するとともに、それを使用した応援グッズの販売を中止し、廃棄処分してください。

※回収に掛かる費用、当該取消しにより生じた損失等については、ライセンス事務局は一切の責を負いません。

(2) 非独占的権利

使用承認に基づくすべての権利は、ライセンス事務局が承認した応援グッズ及び用途に限定して「応援ロゴ」を使用するものであり、それは非独占的になされるものとします。

(3) 知的所有権の帰属

ライセンシーは、「応援ロゴ」に関する商標権、著作権その他の知的所有権が横浜トリエンナーレ組織委員会に帰属することを認識し、これに対して一切意義を申し述べないものとします。

(4) 損失の補償等について

ライセンス事務局は、ヨコハマトリエンナーレ 2014 の「応援ロゴ」を使用したことによる、ライセンシーの損失補償等については、一切の責任を負わないものとします。

12 申請書等の提出先

横浜トリエンナーレ組織委員会ライセンス事務局 応援グッズ担当：保土澤、小島

<住所> 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

横浜市文化観光局創造都市推進課内

<メール> bk-tri@city.yokohama.jp

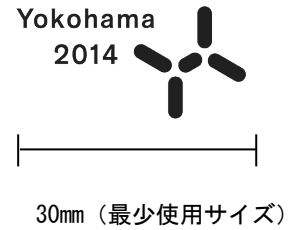
<Tel> 045-671-2278 <Fax> 045-663-1928

「応援ロゴ」使用規定

【応援1】



【応援2】



【応援3】



【応援4】



「応援ロゴ」ご使用にあたっての注意

- 変形(長体、平体、斜体)を禁止します。
- 分解、移動は禁止します。
- 最少使用サイズより小さくならないようにしてください。

色について

- 黒(スミ)K100%単色とします。
- ベースは白地を基本としますが、色地でも可とします。

「応援ロゴ」使用規定

【応援5】



55mm（最少使用サイズ）

【応援6】



55mm（最少使用サイズ）

【応援7】



55
mm
（最少使用サイズ）

「応援ロゴ」ご使用にあたっての注意

- 変形（長体、平体、斜体）を禁止します。
- 分解、移動は禁止します。
- 最少使用サイズより小さくならないようにしてください。

色について

- 黒（スミ）K100%単色とします。
- ベースは白地を基本としますが、色地でも可とします。

「応援ロゴ」 使用例

